

第7回大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成18年3月2日（木）午後2時～午後4時30分

2 場所

大津地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

大谷禎男，小野寺亮也，片浦正和，加納幹夫，桐山郁雄，潰田實穂，長井秀典，
野村和美，掘田知子

（事務担当者）

有田馨，中辻守，丸橋俊幸，細川拓也

4 議事等

(1) 法務省作成の裁判員制度広報用ビデオ「裁判員制度・もしもあなたが選ばれたら」
の鑑賞

(2) 意見交換

テーマ「裁判員制度について・法教育という観点も含めて」

発言要旨は別紙のとおり

(3) 次回の開催日程

仮日程を8月21日（月）とし，事務担当者が5月中旬に各委員の都合を確認した
上で決定する。

(別紙)

発言要旨 (テーマ「裁判員制度について・法教育という観点も含めて」)

(■委員長, ○委員, ▲事務担当者)

- 事前に裁判所から「裁判員制度フォーラムのポイント解説」と「裁判員制度ブックレット」をお送りしております。そしてたまたま、法務省作成のビデオをご覧いただきましたが、裁判員制度について質問や提案等がありますでしょうか。
- ブックレットの33ページに「裁判員の仕事をすることによって、本人でないとできない仕事ができなくなり、大きな損害が生じるおそれがある場合には、辞退の申立てができます。」とありますが、大きな損害とは具体的にどのようなものですか。
- 主に自営業者の方などが考えられるかと思いますが、個別具体的にお話をお聞きして裁判所が判断することになります。実際に具体的な事例を積み重ねれば、ある程度の基準のようなものが示せるかとは思いますが、現在のところは難しい状況です。
- サラリーマンでも重要なセクションで専門的な仕事をしている者がいなくなると全体の業務に大きく影響するということがあると思います。また、経営者側で休みやすくなるのが求められていますが、経営も厳しい状況ですので、特に個人経営の場合などは気になっています。ビデオのようにうまくいくためには二十歳前の人も含めてもっとピーアールが必要だと思います。
- 一律の基準を定めることは難しいと思います。具体例を積み重ねる必要があると思います。
- サラリーマンでも重要なセクションの場合は十分に考えられます。ただ、抽象的にいえばなかなか認めにくいかと思います。
- 仕事を休むのが2日程度であればいいのですが、それ以上だと休んだ者が職場で負い目を感じると思います。
- 裁判員で休むことは社会的コストだと、みんなが認識する必要がありますね。
- 裁判員制度という名前は知られてきましたが、その中身はまだまだだと思います。
- 外国人が多くなってきているんですが、外国人の裁判のときに言葉はどうするんですか。
- 通訳人をいれます。ですから、審理の時間が長くなります。また、通訳人のレベルが大事になりますので、手続の流れや法律用語などの研修を実施しています。
- 一般の人が人を裁けるのか。また、実際に仕事を休んで行けるのか、不安です。休暇制度等の保障をきっちりしてほしいと思います。
- 公平な判断については心配をしていません。事実のあるなしや、刑の軽重については法律知識がなくても判断できます。また、裁判員休暇は制度としてできませんでしたが、裁判員で休んでも法律上不利益はありません。有給休暇を取らなくても休めます。ただ、その分の給与がカットされることはあるかもしれませんが。
- 有給休暇が残っていない者が裁判員で休んだ場合、その分の給与をカットされるというのは問題だと思います。

- 公務員の場合は、職務専念義務が免除されるが、企業でもそういう制度ができないものかと思っています。
- 裁判員候補者として呼ばれたときは、無条件に行かざるを得ないのですか。
- やむを得ない事由、例えば病気とかでない限り行かないといけないということになります。仕事があるということだけでは駄目で、その場合には休んできてくださいということになります。
- 急に行けなくなったときはどうするんですか。
- 選定の段階では多めの人を呼び出しています。選ばれた裁判員の6人の出席については少し不安があります。ビデオのように選定日の翌日に6人全員が来れるのか。あるいは、選定の日、裁判の日をいくつかにするか、という問題も残っています。
- 検察審査員の場合、欠席者に備えて補充員が選ばれています。ただ、補充員は審査員と同じ時間拘束されながら手当が違うという問題があります。
- 裁判員についても補充員が必要かどうか考えないといけないと思います。
- 選定の日に行かなければ裁判員に当たらないということになれば、それもまた問題ですね。
- やりたい人が選ばれなかったときに、逆に文句を言う人がいるかもしれませんね。
- 選定の日にやむを得ない事由なく欠席したときの罰則規定はあるのですが、罰を科すことについては、現実的にはどうかなという面もあると思います。
- 日本人は人と違った意見を言いにくいというところがあるので、少数意見でも話せる雰囲気作りが大事だと思います。
- 裁判官としてそういう心掛けが大事だと思っています。特に裁判長のテクニクとしてそのような研修も行っています。その点は、現在の3人の裁判官による評議についても基本は同じで、少数意見を出させるということが大切です。
- 模擬裁判では評議の席にビデオを入れて、あとで検察官や弁護士に公開して意見をいただいています。
- 弁護士会でもいろいろと研修を行っています。特に、わかりやすい言葉、わかりやすい話し方について力を入れて検討しています。評議については、裁判長の役割が大変重要で、裁判長の進行の仕方で結論が変わるということがあると思います。
- 裁判員は、事件ごとに選ばれ、一度選ばれると次からははずれるのですか。
- はい。1年間名簿に登載されることになるのですが、一度呼び出しを受けると、次からははずれることになります。
- アメリカの陪審制は、事件ごとに陪審員が選ばれますが、陪審員のみで有罪か無罪かを決めます。刑については裁判官が決めます。ドイツやイタリアなどで行われている参審制は、参審員は事件ごとではなく期間を定めた任期制で選ばれて、その間いくつかの事件を裁判官と一緒に有罪か無罪、有罪の場合には刑についても決めることになっています。

■ それでは、大津地方裁判所の裁判員制度に対する広報活動や法教育に関する活動に対するご意見をお伺いしたいと思います。お手元に大津地方裁判所の今までの広報活動等をまとめたものを用意させていただきましたので参考にしてください。

○ 模擬裁判については、同じ内容の事件で何度か実施し、それを検証することによって、いろいろと参考にできるのではないですか。

○ 昨年11月の模擬裁判と同じものを今月19日に野洲市で実施しますので、私もその結果を楽しみにしています。

■ 明日、3月3日には刑事部の裁判官が大津市内の小学校6年生の授業に出前講師として出かけます。

○ 滋賀弁護士会でも出前講師の態勢を整えました。また、法曹三者での模擬裁判等にも協力しており、日弁連とのピラ配り等も実施していますが、まだ十分な取組ができているとは思っていません。

▲ 検察庁は、職員全員が広報マンという態勢で企業を対象にした出張講義に力を入れておられます。また、滋賀の法曹三者での模擬裁判等にも協力いただいています

■ 3月19日の野洲市での模擬裁判には、手話通訳や点字で作成した資料等の準備を検討しています。

○ 大津市議会の中で、裁判員制度に関して、法教育の充実について質問がなされ、市として、滋賀の法曹三者と協力しながら法教育の充実を行うという答弁がありました。そこで、まず、来年度から、市内に34ある公民館において市民向けの研修のようなものを考えていますので、よろしくおねがいします。

また、学校教育においては、導入の時期までには法曹三者等との連携も視野に入れ、指導方法などの実践研究を深めていきたいと考えていますので、資料の提供など協力をお願いします。

○ 裁判員として参加していただける日数としては、何日くらいなら可能でしょうか。

○ 長くて5日程度ですね。

○ ざっとした私の感覚ですが、裁判員対象事件の9割方は5日以内で終われると思っています。

○ 裁判は連日行われるのですか。

○ いろいろな考え方があるので、国民にアンケートをとったりして、これから固まっていきたいと思います。

○ 連日で5日間というのは大変だと思います。

■ 予定の時間がまいりましたので、今日はこの程度にさせていただき、次回も引き続き「裁判員制度について・法教育という観点も含めて」というテーマでお願いしたいと思います。よろしいですか。

また、今回は、委員会開催の前に実際の刑事裁判が傍聴できるように準備させていただきますので、ご都合のつく方はぜひご参加ください。